

第16回統計基準部会における指摘事項等への対応

前回の統計基準部会における指摘事項とその対応は以下のとおりである。

1. 分類の基準

資料2において、国際基準等の比較や主な論点を記載。

2. 次回改定（第15回）に向けた課題

資料4において、各委員からのご指摘を踏まえて、以下の4つの課題を追加。

〈共通的事項〉

- ① 継続的な検討
- ② 国際基準との整合性
- ③ 分類項目と分類体系の見直し

〈各論的事項〉

- ② デジタル産業の取扱い

3. 確認事項

資料5において、管理・補助を行う事業所の設定の主な経緯を整理。

4. 指摘事項等を踏まえた修正

本資料の別表のとおり。

1. 一般原則「第2項 事業所の定義」

指摘事項	修正案	理由
<p>○ 事業所の定義における追加項目(9)の一部修正</p> <p>事業所が場所的概念として定義されているのであれば、改定案に場所的概念を加える必要があるのではないか。</p>	<p>[改定案]</p> <p>(9) 統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが、設備を専有していない法人等も事業所とする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[修正案]</p> <p>(9) 統計調査の目的によっては、役員等は存在するが、設備を専有していない法人等<u>の場合に、登記上の所在地を事業所とみなす。</u></p>	<p>会社等の設立に当たっては、制度上、その会社等は商業登記等に登記されることになる。その際、義務的な記載事項として、役員や本店の所在地等が記載されるため、改定案の「登記上の役員等」の「登記上」は自明となる。このため、改定案の「登記上の役員等」の「登記上」は不要となる。</p> <p>また、事業所の定義の冒頭部分において、「人と設備を有して」が要件として位置付けられているが、法人等によっては必ずしも設備を専有していない場合が想定されるため、そのような場合には、「登記上の所在地」を事業所として扱うことになるが、専有の設備がないので、「とする」ではなく「とみなす」に修正することとした。</p> <p>参考までに、「資産の流動化に関する法律」(平成10年法律第105号)に基づいて設立される特定目的会社は、同法22条に基づき、本店の<u>所在地</u>において設立の登記が義務づけられている。また、投資法人や他の法人も<u>所在地</u>において登記することが各法令で義務づけられていることから、他の用語もあるが、ここでは「所在地」の記載を引用することとした。</p>

2. 一般原則「第3項 分類の基準」

指摘事項	修正案	理由
<p>○ なお書きの一部修正</p> <p>調査以外でもこの産業分類は利用されるので、調査以外でも利用される旨が分かるようになお書きを修正してはどうか。</p>	<p>[改定案]</p> <p>なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定及び統計調査の結果の産業別の表章に用いられるものである。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[修正案]</p> <p>なお、本分類は、統計調査の対象となる産業の範囲の確定、<u>統計調査の結果の産業別表章等</u>に用いられるものである。</p>	<p>記載されている統計調査の表章等以外に、様々な調査研究や各種制度の運用産業等において、日本標準産業分類の分類項目が利用されていることを踏まえて「統計調査の結果の産業別表章」の後ろに「等」を追加する。</p>

3. 一般原則「第5項 分類の適用単位」

指摘事項	修正案	理由
<p>○ 分類の適用単位の一部修正</p> <p>「分類の適用単位」に記述されている「企業等」の定義がないため、「事業所」との関連が分かりにくい。</p>	<p>[現 行]</p> <p>本分類を適用する単位は、一事業所ごとである。 なお、個人に本分類を適用する場合は、個人の属する事業所を単位とする。また、事業所及び個人以外、例えば企業等に適用する場合は、事業所の場合に準じて行うものとする。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[修正案]</p> <p>本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所である。 他方、統計調査における個人を単位とし、その個人が属する事業所を産業別に分類しようとする場合には、その事業所に対して本分類を適用することができる。また、企業等（主として、経済活動を行う会社や法人、個人経営の事業主）を単位とし、その企業等を産業別に分類しようとする場合には、本分類を準用することができる。</p>	<p>第1文の適用単位の記載に当たっては、事業所の定義が第2項に記載されていることを明示する。</p> <p>第2文の個人への適用に関しては、例えば国勢調査の調査内容を参考にして、個人が統計調査の中で単位として使用されていることを踏まえた記載とした。</p> <p>第3文の企業への適用に関しては、第2文と同様の主旨の変更である。また、本来、事業所を本分類と適用するところ、「企業等」を適用させる特例的な内容であるため、現行の「準じて行う」ではなく、実態に合わせて、調査によっては準用することができる主旨を明示することにした。</p>

4. 分類項目名

指摘事項	修正案	理由
<p>○ 細分類「5621 総合スーパー」及び「5811 食料品スーパー」</p> <p>「スーパー」は略称であるため、他の分類項目名と同様に、正式名称である「スーパーマーケット」を使用すべきではないか。</p>	<p>[改定案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合スーパー ・ 食料品スーパー <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[修正案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合スーパー<u>マーケット</u> ・ 食料品スーパー<u>マーケット</u> 	<p>「スーパー」は「スーパーマーケット (supermarket)」の略称であるため、正式名称である「スーパーマーケット」を使用する。</p> <p>また、主要な業界団体の名称として、「スーパーマーケット」が採用されていることも参考にして、「スーパーマーケット」を使用する。</p>
<p>○ 「ワンプライスショップ」</p> <p>資材価格等の高騰によりワンプライスで販売しなくなっているため、今後の時代背景等を考慮した名称の見直しを検討してはどうか。</p> <p>カタカナより日本語表記の方が良いのではないか。</p>	<p>[改定案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ワンプライスショップ <p style="text-align: center;">↓</p> <p>[対応案]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 均一価格店 ・ 改定案の「ワンプライスショップ」 	<p>「ワンプライスショップ」は従前に JSIC に記載されていた「均一価格店」の英訳名であると考えられる。また、文科省文化審議会の『新しい「公用文作成の要領」に向けて (報告)』(R3.3) によれば、外来語が日本語に十分定着している場合には「そのまま使う」とされていることを勘案すると、和名の方が望ましい可能性がある。</p> <p>また、当該産業分類に該当する主な企業のホームページでは、「ワンプライス」、「100 円ショップ」、「100 円の価値」がキーワードであり、また、「100 円均一ショップ」の呼称の略称である「100 均」の普及が一定程度進んでいると推測される。</p> <p>これらから、対応案としては和名の「均一価格店」と改定案である「ワンプライスショップ」の両方があり得るが、ワンプライスでは 1 つの価格のみと理解される可能性があり、また、「ワンプライス」が国民全般に浸透しているとは断言し難いため、「均一価格店」の方が望ましいと考えられる。</p>

